

## 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた地方税財源の確保と自治体の 実情に応じた財政支援を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税などの一般財源の大幅な減収が避けられない状況である。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実施するとともに、自治体の実情に応じた財政支援を強く要望する。

### 記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保するとともに、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 2 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 3 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 4 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 5 感染症拡大防止対策は、自治体の財政力にかかわらず、全ての自治体に共通した喫緊の課題であり、さらには地方交付税の不交付団体においても、市税の大幅な減収が予想されているところである。よって、感染症拡大防止対策を行うための交付金等の算定に当たっては、平時における自治体の財政力によることなく、自治体の人口や感染状況等の実情に応じた基準により算定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月24日

千葉県成田市議会